

議案提出について

議案「廃プラスチック対策の抜本的強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員

大桑初枝

〃

広田美代

〃

森尾嘉昭

議会議案第7号

廃プラスチック対策の抜本的強化を求める意見書

世界では年間3億8,000万トンのプラスチックが生産されているが、その半分以上が1回限りの使い捨てとされ、そのうち800万トンが陸から海へと流れ込んでおり、海洋プラスチックごみを初めとするプラごみによる生態系への悪影響が深刻化している。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで世界で2番目に多く、産業廃棄物に該当するものを含め年間900万トンのプラごみを排出し、このうち約100万トンが東南アジアに輸出されていた。

ことし6月末に大阪で開催されたG20では、2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されたものの、達成期限が遅過ぎることなどから、環境NGOからは不十分であると指摘されている。

国は、プラスチック資源循環戦略を策定したものの、国際的には認められていない熱回収をリサイクルの主力に据えており、それ以上のリサイクルができなくなる熱回収に依存せざるを得ない状況では、早晩限界を迎えると言わざるを得ない。

2017年末に中国が産廃プラごみの輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、東南アジア諸国も輸入中止に踏み出す中、5月20日に国は地方公共団体の焼却炉で廃棄プラごみを焼却するよう要請しているが、地方公共団体からは「住民の理解が得られない」「焼却施設の負担が大きい」との懸念の声が上がっている。

よって、国におかれては、廃プラスチック対策の抜本的強化のため、下記の事項に早急に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 生産の段階からプラごみ減量対策を図るために、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の考え方で制度を見直すこと。
- 2 海へのプラごみ流出でも、現行の処理制度のどこに欠陥があるのか、徹底した調査を行い、本腰の対策をとること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「ジェンダー平等社会の実現を目指す関係法令の整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員	大桑初枝
〃	広田美代
〃	森尾嘉昭

議会議案第8号

ジェンダー平等社会の実現を目指す関係法令の整備を求める意見書

誰もが尊厳を持って生きられる社会の実現を求め、多様な家族のあり方を認める制度をつくる機運が高まり、性の多様性を認め合い、性的マイノリティーへの差別をなくし、尊厳を持って生きることを求める運動が年々大きくなっている。社会のあらゆるところから女性差別をなくし、女性も男性も、平等に、人間らしく生きることのできるジェンダー平等社会——性差による差別のない社会の実現に向けて、本格的に歩み出すことが必要である。

あらゆる女性差別の禁止、撤廃を求める女性差別撤廃条約が国連で採択されてから、ことしの12月で40年の節目を迎えるまでの間、世界各地で男女差別をなくすための法整備や社会条件づくり、意識改革も含めた努力が積み重ねられてきた。しかし、2018年の世界経済フォーラムの報告では、日本は男女平等のレベルを示すジェンダーギャップ指数が149カ国中110位であり、後進国と言わざるを得ない。そのため、日本弁護士連合会はことし1月、速やかに具体的措置、施策を講じるよう強く求める会長声明を出したほか、7月には、同性婚ができないのは憲法に照らして重大な人権侵害だとして国に法改正を求める意見書を提出した。

ジェンダー平等社会をどのように実現するのか、誰もが尊厳を持って自分らしく生きられる社会へどのように進んでいくのかが、国際社会において鋭く問われている。

よって、国におかれては、労働法及び民法に関わる法改正を行い、誰もが働きやすく、生きやすいジェンダー平等社会の実現を目指すため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 経済分野においては、同一価値労働同一賃金の原則を労働関係法令に明記し、男女の大きな賃金格差を是正すること。
- 2 夫婦同姓を法律で義務づけているのは日本だけであり、選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うこと。
- 3 多様な家族のあり方を認め、同性婚を実現する民法改正を行うこと。
- 4 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントなどのハラスメントに対し、ILOがことし6月に採択した労働の世界における暴力とハラスメントを除去する条約の早期の批准に向けて、ハラスメントを包括的に禁止する国内法の整備を進めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「今からでも消費税10%増税を中止し、複雑な軽減税率を撤回するよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員

大桑初枝

”

広田美代

”

森尾嘉昭

議会議案第9号

今からでも消費税10%増税を中止し、複雑な軽減税率を撤回するよう求める意見書

国は、ことし10月に消費税を10%に引き上げる姿勢を崩していない。実質賃金は伸びず、家計消費の低迷が続き、消費不況の影響により景気が後退していることが国の統計などでもはっきりとあらわれている中で、消費税増税が参議院議員選挙で信任を得たという言い分は通用しない。

増税と同時に実施するポイント還元や複雑な軽減税率の導入は名ばかりの軽減であり、混乱の拡大は必至である。国は、景気の下振れリスクにはちゅうちょすることなく対策をとると言うが、効果が薄い対策に巨費を投じるくらいであれば、増税をやめるべきである。

消費税は消費不況を招き、低所得者ほど税負担が重くなる最悪の不公平税制であり、子どもの貧困と格差の解消にも逆行する。このまま税率の引き上げを強行すれば、地域経済はますます疲弊し、中小企業や小規模事業者の営業が立ち行かなくなり、新たな雇用不安を招くなど、市民生活への影響ははかり知れない。多くの国民は、津々浦々で「今、消費税を上げるときなのか」と批判の声を上げている。

よって、国におかれては、生活費非課税、応能負担の税制原則に立ち返り、下記の事項を実現するよう、強く要望する。

記

- 1 今からでも10月からの消費税10%への引き上げを中止すること。
- 2 市民生活に混乱をもたらす消費税の軽減税率の導入を撤回すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「核兵器禁止条約への参加等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者
金沢市議会議員 山本由起子
" 森一敏
" 広田美代

議会議案第10号

核兵器禁止条約への参加等を求める意見書

核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が2017年7月に国連で採択された。同条約は、核兵器の使用のみならず、開発、実験、保有、威嚇等を禁止するものであり、核抑止力の考え方も否定する画期的なものである。条約の前文にはヒバクシャという文言も盛り込まれ、核廃絶や平和への願いを世界に発信してきた広島、長崎の被爆者の思いが酌み取られたものと言える。

国は、同条約制定の交渉会議に加わらず、条約に不参加の姿勢を貫いているが、本来であれば唯一の戦争被爆国として核廃絶に向けて先頭に立って条約への参加を果たすとともに、参加できない国が参加するための条件などについて議論をしなければならなかった。

8月の広島と長崎での平和式典で、安倍首相は核兵器禁止条約に触れなかった一方、広島市長及び長崎市長は核兵器禁止条約への署名、批准を求めている。2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、米口の中距離核戦力全廃条約の失効や核不拡散条約再検討会議の状況など、核兵器廃絶に向けた動向は世界的に停滞していると言える。日本は、米国の核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮することが世界から求められている。

よって、国におかれては、核廃絶の先頭に立って核兵器禁止条約に署名、批准し、また、核兵器保有国に対しては、被爆国として同条約に署名、批准を促すよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「豚コレラ対策の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高森 岩 勝 人
森 野 一 敏
熊 野 盛 夫
前 野 誠 一
小間井 大 祐
坂本 泰 広
喜多 浩 一
下沢 浩 伸
山本 由 起
源 野 和 子
広 田 美 清
代

議会議案第11号

豚コレラ対策の強化を求める意見書

昨年9月、国内で26年ぶりに豚コレラが発生して以降、関係者による懸命な防疫措置や拡大防止対策にもかかわらず、7府県の養豚農場で豚コレラの感染が確認され、これまでに13万頭を超える豚が殺処分となった。豚コレラは野生イノシシを介して感染が拡大することで畜産業に甚大な被害を与えるおそれが極めて高いが、依然として終息に向けた見通しは立っていない。

このような中、ことし8月、石川県内において野生イノシシから豚コレラウイルスが検出された。イノシシによる農作物被害対策等の一環としてジビエの利用促進に取り組んでいる中、風評被害が出るのが危惧され、憂慮すべき事態となっている。

石川県では、養豚場での感染防止に向けて養豚農家の防疫体制を強化するため、野生イノシシの養豚農場への侵入防止などの支援を図るとともに、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチンの散布を行っているところであるが、国の知見に基づく効果的かつ広域的な対策の推進が必要不可欠である。

よって、国におかれては、豚コレラを一刻も早く沈静化させ、ジビエの利用促進及び養豚産業への財政・運営面での支援を強化し、維持、発展が図られるよう、豚コレラ対策の強化に向けて、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 感染経路や発生原因を早急に解明し、一刻も早い事態の終息を図ること。
- 2 感染イノシシの撲滅に向けて、国が主導して対応方針を決定し、経口ワクチンの重点散布帯の構築や捕獲強化など、広域的な視点に基づく対応の強化を図ること。
- 3 豚コレラのさらなる感染拡大を防止するため、飼養豚への地域を限定したワクチン使用も含め慎重に対策を検討すること。
- 4 複数箇所や広範囲での発生に備えて獣医師の派遣体制を整えるなど、人や資材を確保し、広域的な支援体制を構築すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村 理治 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高森 岩 勝 人
森 野 一 敏
熊 前 盛 夫
小間井 大 祐
坂本 泰 広
喜多 浩 一
下沢 浩 伸
山本 由 起
源 野 和 子
広 田 美 代

議会議案第12号

教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書

平成28年の教員勤務実態調査の結果、多数の教員の時間外労働が過労死ライン相当にまで達している状況が明らかとなり、これを踏まえ、文部科学省は学校における働き方改革の取り組みを進めている。文部科学省の諮問を受けた中央教育審議会は平成31年1月に答申を行い、在校等時間について、超過勤務を1カ月では45時間、年間では360時間を上限とするガイドラインを示し、正確な時間把握と超過勤務の縮減を求めている。

本市においても平成30年3月に「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」を定め、市教育委員会と学校が連携して多角的に業務改善の取り組みを進めているところであり、その成果に期待を寄せている。

一方、新しい学習指導要領が令和2年度より小学校から順次実施される。今回の改訂は、小学校中学年からの外国語教育の導入や、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、社会の変化を見据えた新たな学びへの進化を求めるものとなっている。

新しい取り組みを進めながら、学校現場において複雑化、多様化する課題に対応し、子どもたち一人一人に寄り添ったきめ細かい教育を実践するためには、教職員が本務に専念するための時間の確保に向けて、教職員定数を計画的に改善する抜本的な対策が必要不可欠である。

また、OECD調査によると、平成27年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比2.9%で、OECD平均の4.2%を下回る状況となっている。山積する教育問題の解決を図り、少人数学級など教育環境を充実させ、学びの質を高めるためには、教職員定数の計画的改善とともに、教育予算の拡充が求められる。

よって、国におかれては、子どもの豊かな学びを保障するために、教職員定数の改善と教育予算の拡充を行うよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年9月17日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

熊野盛夫
前野誠一
間井大祐
小本泰広
坂本浩一
喜多沢伸
下沢岩人
高山岩勝
森源由起子
野野和一敏
清

議会議案第13号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

ことし4月に池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走して母子2人が亡くなる事故が発生し、それ以降も高齢者による事故が続いている。近年、交通事故全体の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合は高まっており、運転の単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、令和4年には100万人ふえて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は、平成29年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

よって、国におかれては、地方公共団体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 自動ブレーキやペダルの踏み間違い時の急加速を防ぐなど、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車——サポカーSや後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層推進するとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、サポカーS等に限定した免許の創設に向けた制度の整備を進めるほか、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らぬよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、地方公共団体が行う免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。